

議事録

2026.1.10 記 高田

神奈川県剣道連盟 第 10 回幹部会議

日 時：令和 8 年 1 月 8 日（木） 12:47～16:15

場 所：神奈川県立武道館

出 席：野見山会長、佐藤副会長、吉村副会長、小山副会長、松原副会長、飛知和副会長、上野副会長
伊藤専務理事

事務局：中島事務局長、高田副事務局長

欠 席：高野副会長

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

【協議事項】

(1) 第 74 回全日本都道府県対抗剣道優勝大会の次鋒・大将の推薦、及び、監督の選任について

1. 監督・指導体制の選任

監督の負担軽減と組織的なサポート体制を構築するため、監督 1 名、助監督（コーチ）を置く体制とする。

2. 大将（代表選手）の推薦

実績および現在の実力に基づき、候補を決定した。今後関連部署と調整する。

3. 次鋒（大学生）の選考方針

大学生の選考については、「従来の推薦方式」と「公平性を担保する予選方式」の間で議論が行われた。

《現状と課題》

・ 推薦案：現在、有力候補 1 名を選出。

・ 選考の懸念点：

- ・ 神奈川県外の大学に在籍する県連所属選手の把握が困難。
- ・ 県内大学のみの選手権では、県外大学で活躍する有力選手を網羅できない。
- ・ 過去に予選会を試みたが、参加人数が集まらなかった経緯がある。

《今後の決定事項》

・ 今回の対応：開催が迫っているため、有馬監督・佐藤先生を中心とした強化委員会に一任し、最適な選手を決定する。

・ 中長期的な方針：選考の透明性を確保するため、「大学生予選会」の実施を検討する。

・ 学連や各大学との連携を強化し、県外在住・県内出身者も参加できるオープンな予選形式を模索する。

・ 女子の大学生選考についても、同様に予選会の実施を強化委員会で検討する。

4. まとめ・今後のアクション

1. 監督・助監督・大将の案を強化委員会へ正式に伝達する。
2. 大学生選手については、強化委員会にて最終決定を行う。
3. 予選会の開催に向けて、日程・会場・参加資格（特に県外大学在籍者の扱い）の整理を継続して協議する。

（2）第60回中央講習会への講習生派遣について

1. 現状の課題と検討事項

中央講習会への派遣メンバーが固定化している現状について、以下の課題が共有された。

- ・ メンバーの固定化： 特定の指導者が繰り返し派遣されており、若手や伝達講習会の講師を務める層の派遣が少ない。
- ・ 派遣枠の構成： 現在の枠は「講習生1名」だが、県連の費用負担により「オブザーバー」の同行が可能。
- ・ 役割の差異： 講習生は実技を含む受講、オブザーバーは講習内容を精査・文章化して報告書をまとめる役割を担う。

2. 次回派遣候補者の選定方針

「警察から1名、教員から1名」のバランスで派遣することを基本方針とし、講習生1名、オブザーバー1名を選定した。今後関係部署と調整の上、最終的に決定とする。

また警察、教員以外からも適切な人材があれば派遣要員とする。

3. 組織・運営体制

- ・ 所管： 今後、国内の伝達講習会は普及指導委員会が中心となって運営する体制へ移行する。

（3）令和8年度 県連行事内容の検討及び追加について

1. 講習会・研修会の対象範囲と運用変更

講習会の質を高め、称号受審に備えるための運用見直し案が提示された。

- ・ 対象の適正化：

- ・ 剣道形および審判法講習会について、三段以下は原則として「支部」での教育を依頼する。
- ・ 県連の講習会は「五段以上」（現在は四段以上）を主な対象とし、特に支部指導者や鍊士・教士受審予定者の参加を促す。

- ・ 評価方法の刷新（プレテスト・ポストテストの導入）：

- ・ 漫然とした受講を避けるため、社会一般の研修方式を採用する。
- ・ 講習の前後で筆記テストおよび実技テストを実施し、本人の上達度や知識の欠如を明確にフィードバックする。特に審判法については、責任ある審判員を育成するため厳格化を図る。

2. 女子講習会の充実と日程調整

称号審査（予備審査）の要件を充足できるよう、かつ女性剣士の育成が充実できるよう日程および内容を再検討する。

・新規講習会の開催：

- ・3月27日：全剣連後援「幼少年に対する女子指導者講習会」を受託、実施予定。
- ・女子部を中心に、中堅、若手起用した新体制で推進する。

3. 称号審査（鍊士・教士）のあり方

称号にふさわしい技量・指導力を担保するため、審査内容を厳格化する。

・剣道形審査の強化：

- ・「合格させて終わり」ではなく、小グループに分けて指導者をつけ、厳しく審査を行う。基準に達しない者には居残り講習を課すなど、「神奈川県は剣道形に厳しい」という姿勢を明確にする。

4. 組織体制と役割分担

- ・普及指導委員会：男子の剣道形（2回）、審判法（1回、審判委員会と協働）、および全体の研修の進め方（テスト導入等）を担当。
- ・女子部：女子を対象とした講習会（剣道形・審判法・全剣連講習会）を、普及指導委員会の協力を得つつ中心となって運営する。

5. 高段位（六・七・八段）受審者講習会の充実

高段位審査に向けた講習会の質を向上させ、受講者に適切な刺激を与えるための施策を検討した。

・外部・他地区からの受け入れ検討：

- ・受講者が固定化し、稽古相手がいつも同じになる「刺激不足」を解消するため、東京や関東近県、国スポ予選グループ等から受講生を募る案が出された。
- ・課題：県立武道館の収容人数（150名程度が限界）の問題があり、秋季などの多人数時は制限が必要。まずは春季（7月4日予定）など、比較的余裕のある時期で開催可能か、検討する。

・講師陣の強化：

- ・全剣連の審査で主任講師（二次審査等）を務める範士の先生（伊藤範士、網代範士、福本範士等）に内諾を得ており、最高水準の指導体制を整える。
- ・これに伴い、必要に応じて受講料の改定も視野に入れる。

6. 剣道形の普及と競技化の提案

実技審査だけでなく、剣道形への関心を高めるための新たな取り組みを協議した。

・「県剣道形段別選手権」の創設案：

- ・実技の試合では活躍しにくい層や、若年層の自信醸成、さらに審判技術の向上を目的に、県単位での剣道形大会の開催が提案された。
- ・厚木支部などの先行事例（基本技稽古法や形の大会）では、子供たちの自信に繋がる効果が確認されている。
- ・今後：日程や運営体制の確保が課題となるため、既存の講習会枠の活用を含め、継続して検討する。

7. 昇段審査における審査員による評価のデータ分析と適正化

昨年度の四・五段審査における審査員別の採点傾向（的中率・正解率）が共有され、今後の課題が浮き彫りになった。

評価指標	定義	目標基準
的中率	自身が「合格（○）」とした人のうち、実際に合格した人の割合	90%以上
救出率（正解率）	全合格者のうち、自身が「合格（○）」と評価できていた割合	90%以上

- ・分析結果：

- ・傾向の差：受審者の大半に○をつける「極端に甘い」審査員や、合格者の半数しか拾えない「極端に厳しい」審査員が存在する。
- ・課題：五段審査において的中率が7割を切るケースもあり、審査員の「見る目」のバラツキが顕著である。

- ・対策：

- ・この分析結果を、今後の指定審査員・審判員研修会（田島先生担当）の資料として提供し、審査員自身に「自分の採点傾向」を客観視させる。
- ・「的中率9割・救出率9割」を一つの目安として、正確かつ公平な審査能力の向上を図る。

8. その他報告・調整事項

- ・研究会：アンケート結果（一般向け研究会への回帰要望）を踏まえ、専務理事と今後の方向性を協議する。
- ・外部協力：スポーツ庁関連事業や税関大会、東医体（東日本医学生大会）等の運営協力・審判派遣について、日程が重複する女子予選会等と調整しつつ対応する。

（4）会員登録について

1. 大会出場選手の会員登録不備について（事務局大会担当報告）

県主催大会（東西対抗、県剣道大会）において、県連未登録の選手が出場していた事案が確認された。

- ・経緯と原因：

- ・当該支部では「年度途中の入会者は後期に一括登録する」という誤った引き継ぎがなされていた。
- ・選手個人は支部へ会費を納めていたが、支部事務局が県連への登録を年度末まで保留（網掛けによる空欄番号での管理）していたため、県連側では未登録状態となっていた。

- ・判断と今後の対応：

- ・「都度登録」の徹底：前期・後期という区分ではなく、年度当初に全会員を登録し、年度途中の入会者や1級合格者はその都度速やかに登録を行うよう、事務局長会議で周知を徹底する。
- ・出場資格の再確認：「県連会員であること」が出場条件である以上、事務局レベルでの恣意的な登録保留は認められない。

2. 三段以下審査会の実施時期と年度会費の重複問題（事務局審査担当報告）

4月開催の3段以下審査について、一部支部から短期間内に登録費2回支払う事態があることに関する相談が寄せられた。

- ・相談内容：

- ・2月～3月に級審査を行い1級に合格した場合、その時点で現年度（令和7年度）の登録料・会費が発生する。
- ・直後の4月に初段審査を受審する際、改めて新年度（令和8年度）の会費を納める必要があり、短期間に2年分の負担が生じる。これを回避するため、審査会を5月以降にずらすか、3月の級合格者を次年度登録扱いにしてほしいとの要望。

- ・協議内容と結論：

- ・原則の維持：受審時に会員であることは必須条件であり、「登録していない者の受審受付」や「次年度への登録先送り（抜け道）」は認められない。
- ・支部の運用改善：費用の重複を避けるためには、3月に級審査を行うのではなく、より早い時期（11月～12月等）に実施し、現年度の登録期間を十分に確保するなどの指導・工夫を支部側で行うべきである。
- ・審査日程の裁量：段審査の実施日（4月、5月、8月等）については、各審査地区の裁量で変更が可能である。不都合がある地区は、地区内で協議し、必要であれば県連の了承を得て時期をずらす等の対応を検討すること。

3. 総括

- ・本件については、県連のシステム変更を行う事項ではなく、各支部の事務運営の適正化を求めるものである。
- ・次回の事務局長会議において、会員登録のタイミングおよび受審資格の原則について、改めて正確なアナウンスを行う。

《事務局長会議に向けた周知文案のポイント》

1. 会員登録は年度当初に一括。追加会員は発生の都度、速やかに行うこと。
2. 県行事・審査会の申し込み時点で登録が完了していない者は、出場・受審を認めない。
3. 級審査の日程は、次年度の段審査受審を見据え、受講者の不利益（費用の重複感等）が生じないよう各支部で適切に設定すること。

【確認事項】

（1）地方大会の開催状況に関するアンケート調査の実施について（依頼）

- ・調査は全剣連を通じてスポーツ庁と野村総研の連名で依頼されたものであるが、調査内容が分かりにくく、意図が十分に理解できなかったため、事務局長が内容を確認して対応することとなった。

（2）都道府県予選会の組合せについて

- ・都道府県予選会（1月17日開催）の組み合わせについて説明があり、試合方式はトーナメント又は

リーグ戦方式を要項に明記していることが確認された。

- ・中堅の部はエントリーが 10 名と少なく、欠席者が出て 7 名以下になった場合はリーグ戦方式（6~7 名は 2 リーグ制、5 名以下は 1 リーグ制とし、2 リーグの場合は各 1 位で決勝を行う。）で進めることが確認された。
- ・現在、当該予選会について中堅の部、次鋒の部において公平性と多数の力のある選手の中から選出したいという点から、時期の問題もあるが今後とも改善の方法を模索しなければならない。

(3) 八段受審者研修会の講師・立会候補について

- ・八段受審者研修会の講師・立会候補一覧が提示され、承認された。
- ・本部役員の委嘱は、幹部全員を対象とすることが確認された。
- ・指導稽古を研修内容の一部として明確に位置づけることが確認された。
- ・指導稽古への参加を、講師・立会の先生に原則必須で依頼することが確認された。

(4) 新年会について

1. 式次第と進行：決定した

2. 受賞品の取り扱いと展示

- ・福本先生（瑞宝章）、・網代先生（功労賞）、ともに貴重なものであり、取り扱いにつき詳細がまとめられた。

(5) 指定審査員・審判員研修会の研修内容について

- ・例年と構成を変更し、午前中に田島先生の講話（約 40 分）を実施、 続いて「合否判断の考え方」をテーマにグループディスカッションを初めて導入
- ・休憩（昼食）後、岡見先生の講話と、審判事例を用いた研修を実施
- ・映像使用は 1 例のみで、その他は映像使用承諾の問題があるため、映像なしの事例紹介となる。
- ・実技時間は短縮し、大学生による模擬試合を実施
- ・模擬試合の学生は東海大・関東学院大から男女各 4 名ずつ参加予定

(6) 登録料の値上げと消費税について。

1. 段位・称号登録料の改定に関する協議

全日本剣道連盟（以下、全剣連）による登録料値上げに伴い、神奈川県剣道連盟（以下、県連）における本人支出額（受審者が支払う総額）の改定について協議を行った。

・現状の課題と実態報告

- ・全剣連への消費税負担の実態： 県連から全剣連に登録料を納入する際、規程上の金額に消費税（10%）を上乗せして送金しているが、現在は県連がこの消費税分を全額負担している。
 - ・例：4 段登録料 6,000 円の場合、県連は 6,600 円を全剣連に納付。
- ・県連収益の圧迫： 県連の取り分から消費税分が差し引かれているため、実質的な収益が目減りしている。全剣連の値上げにより、この消費税負担額も増大する。

- ・全剣連登録料の改定内容（例）
 - ・4段： 6,000円 → 7,000円（1,000円アップ）
 - ・範士： 75,000円 → 100,000円（25,000円アップ）
- ※上記に加え、県連が負担する消費税額も増加する。
- ・協議内容と方針決定
 - ・受益者負担の原則： 消費税は本来、受益者（合格者）が負担すべきものである。物価高騰や将来的な県連財政の健全化を鑑み、今後は「消費税分」を本人支出額に反映させるべきとの意見で一致した。
 - ・令和8年度の対応：
 1. 全剣連の値上げ分をそのまま本人支出額に反映させる。
 2. 併せて、これまで県連が負担していた全剣連納入分に係る消費税についても、本人負担（外出しまたは税込表記の変更）をお願いする方向で検討する。
 3. 居合道・杖道部とも整合性を図るために調整を行う。

2. 今後の検討および調査事項

- ・受審料の消費税調査についても確認する。
- ・周知の徹底： 次回の理事会および事務局長会議において、これまでの県連負担の実態を説明し、改定への理解を求める。

《決定事項》

- ・登録料改定にあたっては、全剣連の値上げ分だけでなく、消費税分についても受審者本人に負担していただく方向で規則改正案を作成する。

【大会・講習会等予定】

- (1) 全剣連主催 第30回女子剣道審判法講習会について
 - ・令和8年1月10日（土）～11日（日）兵庫県立武道館（姫路市）で開催、受講者2名
- (2) 令和7年度神奈川県剣道連盟 新年会について
 - ・令和8年1月15日（木）18時～ ロイヤルホールヨコハマで開催、参加者172名
- (3) 第74回全日本都道府県対抗剣道優勝大会 神奈川県予選会について
 - ・令和8年1月17日（土）神奈川県立武道館で開催
 - ・副将の部37名、三将の部18名、中堅の部10名、五将の部42名出場
- (4) 指定審査員・審判員研修会について
 - ・令和8年1月25日（日）神奈川県立武道館で開催
- (5) 神奈川県称号審査会について
 - ・令和8年2月7日（土）神奈川県立武道館で開催

(6) 全剣連主催 第19回女子剣道指導法講習会について

- ・令和8年2月7日（土）～8日（日）兵庫県立武道館で開催

(7) 第161回全剣連「社会体育指導員剣道（初級）および

公益財団法人日本スポーツ協会「剣道コーチ（専門科目）養成講習会について

- ・令和8年2月13日（金）～15日（日）アルテンジャパン武道館（茨城県）で開催、参加者12名

(8) 剣道六・七段審査会について

- ・令和8年2月14日（土）七段審査会、2月15日（日）六段審査会、小瀬スポーツ公園 武道館（山梨）で開催
- ・令和8年2月28日（土）六段審査会、3月1日（日）七段審査会、福岡市総合体育館で開催

(9) 剣道四・五段審査会について

- ・令和8年2月15日（日）神奈川県立武道館で開催

(10) 剣道（剣道形）講習会について

- ・令和8年2月21（土）神奈川県立武道館で開催

(11) 剣道六・七段受審者講習会について

- ・令和8年2月23日（月・祝）神奈川県立武道館で開催

(12) 東京都剣道八段受審者講習会について

- ・令和8年2月23日（月・祝）東京武道館で開催

(13) 第24回神奈川県剣道祭について

- ・令和8年3月1日（日）神奈川県立武道館で開催

(14) 剣道三段以下剣道形講習会の開催について

- ・令和8年3月14日（土）神奈川県立武道館で開催

(15) 第44回剣道八段受審者研修会の開催について

- ・令和8年3月21日（土）神奈川県立武道館で開催

(16) 第122回全日本剣道演武大会について

- ・令和8年5月2日（土）～5月5日（祝）京都市武道センター旧武徳殿で開催

4.その他

(1) 令和7年剣道一般合同稽古会・女子合同稽古会 参加状況について

- ・女子合同稽古会では、皆勤賞受賞者が精勤賞より多いという好結果

- ・女子でも七段の参加者が多く、参加状況は良好
- ・合同稽古会は継続的に盛況であることを確認

(2) 高体連選抜大会への出席等について

- ・高体連の選抜予選には例年、県連から来賓挨拶を行っている
 - ・女子：1月17日／平塚総合体育館
 - ・男子：1月25日／カルツツ川崎
- ・挨拶対応者を決定
 - ・17日（女子）：小山先生
 - ・25日（男子）：佐藤先生
- ・優勝チーム用のメダル各7個を発注することを了承
- ・神奈川県主催大会のため、お祝いは持参しないことを確認

(3) 支部大会への出席について

- ・各支部大会への出席は、春・秋の年2回から年1回に減らすことを確認
- ・支部訪問時の菓子折り・金品の受け取りは辞退する方針を再確認
- ・誤解や混乱を避けるため、年度初めに改めて周知することで合意

(4) 組織運営における原理原則の再確認

野見山会長

- ・判断の原点回帰： 昨年3月の会議資料に基づき、改めて「物事の考え方」を正したい。剣道家としての個人的な都合や縁故、わがままを排し、原理原則および信義に従って判断・行動することが、今の神奈川県剣道連盟には強く求められている。
- ・県スポーツ協会・全剣連の動向：
 - ・県スポーツ協会は「神奈川問題」について、裁判の終結を待たず、近いうちに何らかの決着（処分等）を下す意向である。
 - ・全剣連側は、裁判の結果を待って前会長個人への処分を検討する構えであり、こちらは長期化が予想される。
- ・不祥事に対する姿勢： 時間の経過による風化を懸念している。我々幹部は「悪いことは悪い」と認め、謝罪すべきは謝罪するという筋論を貫かねばならない。
- ・組織としての決意： かつて宮崎正裕先生（元副会長）が前会長への恩義から異論を唱えられた際、その心情は理解しつつも、組織の副会長としては原理原則を優先せざるを得なかった経緯がある。今後もこの路線を堅持し、令和8年度の重要課題である「女性剣士」と「子どもたち」への支援に注力していきたい。

(5) 不祥事に関与した役員への処分方針について

伊藤専務理事（質問）：

- ・支部からの質疑： 海老名市剣道連盟の理事会にて、不祥事に関与した4名の役員のうち、合意書を締結し返金を済ませた2名に対する「処分の有無」について質問があった。
- ・現在の回答状況： 「裁判継続中の2名との兼ね合いもあり、全員の決着がついた段階で検討す

る」と回答しているが、返金・反省文を提出した者に対し、改めて処分を行うべきか方針を確認したい。

野見山会長（回答）：

- ・既往の対応：当時の副会長全員に対しては、すでに「口頭での厳重注意処分」を行っている。
- ・今後の処分判断：非を認めて返金を完了した者については、それ以上の重い処分は現時点では必要ないと考えており、理事会の了解も得ている。
 - ・ただし「お金を返せば済む」という問題ではない。退会せず剣道を継続する者については、（元監事等の役職名も鑑み）何らかのけじめが必要になる可能性はある。
- ・裁判継続者への対応：裁判に発展した者については、もはや県連レベルで処理できる段階ではない。裁判の確定判決を待って全剣連に報告し、その指示に従う。

※次回の幹部会議は、令和8年2月5日（木）13時～神奈川県立武道館

5. 閉会